

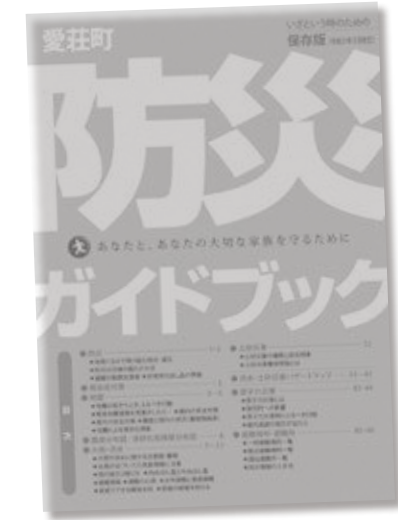


9月1日は防災の日

安心を生み、大切な人を守る備え

9月は、台風や秋雨前線等による風水害や土砂災害の発生が多くなる時期です。
また、「鈴鹿西縁断層帯地震」、「琵琶湖西岸断層帯地震」や「南海トラフ巨大地震」など滋賀県でも大きな被害が予想される地震にも注意する必要があります。

日頃から防災ガイドブックを確認できるよう、身近なところに置いていただき、家族や地域等で防災について考えていただく機会を増やしてください。



一人ひとりが防災意識と知識を身に付け、災害への備えをすることは、町全体の防災力向上につながります。新たな災害を予測することは困難だからこそ、日頃から備えておくことが重要です。また、備えたことにより安心感が生まれ、いざという時に落ち着いて行動できるのではないのでしょうか。

愛荘町では、令和3年3月に防災ガイドブックを改訂しました。
主な変更点は、滋賀県において、一級河川愛知川・宇曽川の浸水想定が更新されたことを受け、愛荘町内の浸水想定を更新しました。また、250mメッシュの浸水想定を、50mメッシュに細分化したことで、きめ細かな浸水想定区域を把握できるようになりました。
なお、防災ガイドブックは、ホームページにも掲載しています。

防災ガイドブックはこちら▶



新たな避難情報等について、「災害対策基本法等の一部を改正する法律案」が令和3年4月28日に成立し、令和3年5月20日に改正法が施行されました。



愛荘町消防団員募集!! 女性の入団・大歓迎です!

★あなたの情熱と熱意、行動力を消防団活動に活かしましょう!!
愛荘町消防団と一緒に活動してみませんか?



愛荘町消防団では、地域防災力の要となる消防団員を募集しています。

普段は自営業、サラリーマン、主婦(夫)、学生など様々な職業につきながら、災害予防啓発を中心に、防災訓練や応急救護訓練、女性団員による防火啓発(紙芝居)などの活動を行っています。

私たちの大切な地域を守るため、あなたの入団をお待ちしています。



【応募資格】

- ① 18歳以上の男性・女性(上限はありません)
- ② 町内在住、または在勤の人
- ③ 各消防団行事に積極的に参加できる人

【処遇】

- ① 非常勤特別職の地方公務員として報酬、手当が支給され、公務災害補償制度が適用されます。
- ② 訓練活動に必要な被服一式を支給します。

【活動内容】

- ① 防災訓練の指導、指導補助
- ② 応急救護訓練の指導補助
- ③ 防火啓発(紙芝居や寸劇)
- ④ 災害時の各種活動

条例定数：142人
令和4年7月1日現在の団員数：119名
(うち女性団員：4名)

☎ くらし安全環境課(愛知川庁舎)
☎ 0749-42-7699 FAX 0749-42-7377
✉ kurashi@town.aisho.lg.jp